措置の具体的な内容

| | 平成29年度から令和元年度までの平均の減圧蒸留残渣油処理率（A） | 措置後（B） | 増加率（C＝B－A） |
|---|---|---|---|
| 処理率 | % | % | % |
| 処理率の増加のための措置の具体的な内容 | | | |

各年度における原油処理量、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量実績、処理率

| 年度 | 製油所名 | 原油処理量：D | 特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量：E | 処理率：F＝E／D |
|---|---|---|---|---|
| | | 万バレル/日 | 万バレル/日 | % |
| | | 万バレル/日 | 万バレル/日 | % |

特定残油処理装置の処理能力の内訳

| 製油所名 | 装置名 | 処理能力 | 新設・増設・廃止の有無・時期・能力 |
|---|---|---|---|
| | | 万バレル/日 | |

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

| 製油所名 | 装置名 | 処理能力 | 新設・増設・廃止の有無・時期・能力 |
|---|---|---|---|
| | | 万バレル/日 | |

その他原油等の有効な利用の促進の向上に関する措置

措置の具体的な内容

| 具体的な取組 |
|---|
| |

残油処理装置（注9）の装備率

| 残油処理装置の装備率 |
|---|
| % |

（注9）平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準（平成26年経済産業省告示第164号）に規定するものをいう。

Ⅲ　処理率の増加に係る目標の達成が困難な場合の措置

令和10年度に製油所の定期修理が生じることにより、令和9年度において目標を達成する場合（注10）

| 製油所名 | 定期修理の期間 |
|---|---|
| | |

（注10）令和9年度に行う計画の提出の際に記載すること。

令和10年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定していることにより、令和11年度において目標を達成する場合（注11）

| 製油所名 | 工事の期間 | 具体的な工事内容 |
|---|---|---|
| | | |

（注11）令和9年度に行う計画の提出の際に記載すること。

自らに起因するものでないことが明らかである事由により、目標の達成が困難となる場合

ア．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生じた場合。

イ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、処理率の増加を図ることが困難な場合。

ウ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。

エ．国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。

オ．重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、処理率の増加を図ることが困難な場合。

カ．自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、処理率の増加を図ることが困難な場合。

| 目標達成が困難な場合の事由（上記（ア）～（カ）から選択） | 具体的な事由（注12） |
|---|---|
| | |

（注12）目標達成に困難が生じた理由、それまでの目標達成に向けた取組状況等を詳細に記載すること。また、必要に応じて、任意の様式による補足資料を提出すること。